

令和2年度三重県食の安全・安心確保行動計画 概要

1 行動計画策定の趣旨

「三重県食の安全・安心確保行動計画」は、「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき定められた、「三重県食の安全・安心確保基本方針」の食の安全・安心に関する施策を効果的・総合的に推進するため、具体的な取組を明らかにする年度計画として策定されるものです。

2 食の安全・安心確保施策の推進体制

庁内推進体制として、条例第 11 条に基づき「三重県食の安全・安心確保推進会議」が設置されています。

また、条例第 28 条に基づき知事の附属機関として設置されている「三重県食の安全・安心確保のための検討会議」では施策を調査審議し審議結果を施策に反映させます。

なお、食の安全・安心に関する危機が発生した場合は「三重県危機管理計画」に基づき対応します。

3 令和2年度の主な取組方向

平成 30 年 6 月に改正された食品衛生法に基づき、「H A C C P に沿った衛生管理」が制度化されたことから、食品等事業者団体と連携して、説明会を開催するなど、食品等事業者への周知や導入に向けた支援を重点的に行います。また、県民の食の安全の確保と併せて来県者に安全な食品を提供できるよう、観光地の飲食店（大規模旅館、レジャー施設等）を中心に監視指導の強化を図るとともに、令和 3 年度に開催される三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けて、関係者に安全な食品を提供できるよう、弁当調整施設や宿泊施設の監視指導を行います。

C S F ・ A S F など家畜伝染病については、感染防止対策を行う他、生産者等に対して発生事例を踏まえた対策の研修会等の開催と併せて、飼養衛生管理基準に基づき、個々の農場ごとにより具体的な指導を行います。また、風評被害を未然に防止するため、引き続き、県産豚肉の流通状況の監視や食品等事業者等に対する正確でわかりやすい情報の提供を行います。

国際水準 G A P および水産エコラベルについては、国内取引や海外輸出の拡大が有利に進められるよう、引き続き、認証取得を推進します。また、これらの認証について、消費者や食品等事業者の認知度を向上させるため、引き続き、G A P 食材フェア等を開催します。

これらの他、基本的方向ごとの主な取組は次の通りです。

基本的方向 1 食品等の生産から加工・調理・販売に至るまでの監視指導体制の充実

- ① 生産資材の適正な流通と使用を推進するため、農薬、肥料、飼料、飼料添加物、動物および水産用医薬品の製造事業者、販売事業者および生産者への立入検査や監視指導を実施します。
- ② 「三重県食品監視指導計画」に基づき、引き続き、食肉等の取扱施設を重点的に監視するとともに、冬期はノロウイルス対策を重点事項とします。
- ③ 食品等事業者に対し、「食品表示法」、米トレーサビリティ法および景品表示法等に

基づいた監視指導を行います。

- ④ 消費者に安全な食品を提供するため、近年の収去検査結果や社会情勢を考慮し、計画的な収去検査の他、と畜検査、食鳥検査、米の品種判別等の科学的検査および貝毒検査等を行います。

基本的方向2 食品関連事業者等が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備

- ① 食品関連事業者が食の安全・安心に取り組みやすい環境を整備するため、それぞれの取組が認知されるよう県民や食品関連事業者への情報発信に努めます。
- ② 「食品表示法」に基づく適正表示や食品表示基準の一部改正による原料原産地表示制度、景品表示法について、食品等事業者および食品等事業者団体に情報を提供します。
- ③ 研修会等の開催や啓発資料の配布等により、食品関連事業者や食品関連事業者団体のコンプライアンス意識の向上を支援します。
- ④ 「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」の普及や「三重県版きのこ品質・衛生管理マニュアル」に基づく取組等を推進します。
- ⑤ みえの安心食材表示制度の認知度向上に向けて、県と生産者が協力し、情報発信に取り組みます。

基本的方向3 情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択を促進する環境の整備

- ① 食中毒や食品に起因する健康被害の防止方法および食の安全・安心確保のための県の取組等について、ホームページやパンフレット、出前トーク等を活用して県民へ情報提供します。
- ② 各学校における食育の充実に向けて、市町や関係機関と連携し、食育担当や栄養教諭等を中心とした指導体制を整備するとともに、子どもたち自身が自らの食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を形成するため「みえの地物が一番！朝食メニューコンクール」を実施し、保護者や地域への啓発を行います。
- ③ 各ライフステージにおいて県民が自ら健康的な食生活を実践できるよう、減塩や野菜摂取をはじめとした食事バランス等の普及啓発に取り組みます。

基本的方向4 多様な主体の相互理解、連携及び協働による県民運動の展開

- ① 食品衛生責任者、国際水準GAP等の認証取得を指導する指導員および三重県農薬管理指導士等の人材育成ならびに食品関連事業者および学校給食関係者等の資質向上のための講習会等を行います。また、みえ食の“人財”育成プラットフォームと連携し、新たな価値を創出できる人材育成や食関連産業に従事したいと考える若者を確保するため、研修会や食関連イベント、インターンシップ事業等を実施します。
- ② 県民と食品関連事業者等が、食品衛生に関する正しい知識を共有し、相互理解を進めるため、消費者懇談会、意見交換会等を実施します。
- ③ 出前トーク等やアンケート調査の機会を活用し、県民意識の把握と県の取組への理解の醸成を図ります。
- ④ 食品関連事業者団体や教育機関など様々な主体と連携し、食の安全・安心に関する情報提供や啓発活動を推進します。
- ⑤ 食の安全・安心に関する自主的な活動を行う団体等に対し、関連情報や啓発資料等の提供や団体等の活動内容の紹介を県民に行うことにより、活動の拡大を図ります。